

# 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月26日（金）

日本赤十字社東京都支部  
事務局長 矢部 信栄

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度献血者登録制度推進事業用記念品の作製
- (2) 内容 仕様書のとおり

## 2 競争参加資格

入札説明書のとおり

## 3 入札手続等

### (1) 担当部署

〒169-8540 東京都新宿区大久保一丁目2番15号  
日本赤十字社東京都支部 総務部 会計課  
用度係長 小澤 喜久雄  
電話 03 (5273) 6745 FAX 03 (5273) 6749  
E-mail [yodo@tokyo.jrc.or.jp](mailto:yodo@tokyo.jrc.or.jp)

### (2) 入札公告期間

令和6年7月26日（金）～8月1日（木）

### (3) 競争入札参加資格認定通知（写）等の提出期間及び提出場所

本入札に参加する意思のある者は、「参加表明書」、「入札説明書」4(2)の「認定通知」の写しを提出してください。

期 間 令和6年7月26日（金）～8月1日（木）

場 所 上記3(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送（必着）により提出してください。

10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

### (4) 入札・開札の日時、場所及び「入札書」の提出方法

日 時 令和6年8月8日（木） 14:00～

場 所 日本赤十字社東京都支部 4階 特別会議室

提出方法 上記の日時・場所に必ず持参してください。郵送又はFAXによる入札は認められません。

## 4 その他

- (1) 本件は東京都献血事業補助金交付要綱に基づき、契約締結については9月上旬以降とする。
- (2) 入札保証金は免除します。
- (3) 契約履行保証は免除します。

- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (5) 競争入札参加資格認定を受けていない者は、令和6年7月31日（水）までに競争入札参加資格審査申請書を提出することができます。
- (6) 競争入札に参加する資格があると認定された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の認定を取り消すことがあります。
- (7) 詳細は「入札説明書」を参照してください。

以下の書類をダウンロードしてください。

「入札説明書」

「入札心得」

「業務仕様書」

「質問書」

「委任状」

「入札書」

「参加表明書」

## 入札説明書

令和6年度献血者登録制度推進事業にかかる一般競争入札については、日本赤十字社の諸規定及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告期間 令和6年7月26日（金）～8月1日（木）

2 契約行為者 東京都新宿区大久保一丁目2番15号  
日本赤十字社東京都支部  
事務局長 矢部 信栄

### 3 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度献血者登録制度推進事業用記念品の作製
- (2) 内容 仕様書のとおり

### 4 競争入札参加資格

(1) 一般競争入札に参加できない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められた者

(2) 日本赤十字社本社又は東京都支部の入札参加資格者の資格等級において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」でC等級以上の認定を受けていること。

(3) プライバシーマーク及び製本産業個人情報保護体制認定制度（SAPPS認定プレート）と同等の付与認定がされていること。

(4) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社又は東京都を適用範囲として行った国の契約に係る指名停止等の措置を受けていないこと。

なお、東京都又は国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告から開札の時までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。

### 5 担当部署

所在地 〒169-8540 東京都新宿区大久保一丁目2番15号

施設名 日本赤十字社東京都支部

担当者 総務部会計課 用度係長 小澤 喜久雄

電話 03 (5273) 6745 FAX 03 (5273) 6749

Email [yodo@tokyo.jrc.or.jp](mailto:yodo@tokyo.jrc.or.jp)

## 6 競争参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、上記4(2)に掲げる「競争入札参加資格認定通知」の(写)と様式8「参加表明書」を提出してください。

ア 提出期間 令和6年7月26日(金)～8月1日(木)

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(必着)してください。

10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

- (2) 本入札の参加希望者で、上記4(2)の競争参加資格認定を受けていない者は、「競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)」を提出し、競争入札参加資格認定を受けてください。

※詳細については、日本赤十字社東京都支部ホームページ「入札・契約情報」をご参照願います。

ア 申請の方法 「申請書」に必要項目を記入し1部を提出してください。

イ 提出期間 令和6年7月26日(金)～7月31日(水)

ウ 提出場所 上記5に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送(必着)してください。

なお、提出時には「競争入札参加資格審査結果通知書」送付用封筒(表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長形3号封筒)を併せて提出してください。

また、持参の場合は、10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

オ その他

① 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

② 契約行為者は提出された申請書を、競争入札参加資格の認定以外に提出者に無断で使用しません。

③ 提出された申請書は返却しません。

④ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めていません。

⑤ 申請書に関する問合せ先は上記5に同じ。

- (3) 上記(2)の「競争入札参加資格審査結果」は、令和6年8月2日(金)までにE-mailでご連絡の後郵送します。

## 7 入札説明書等に対する質問・回答

「入札説明書」及び「仕様書」に対する質問がある場合は、様式5「質問書」により提出してください。質問については、質問書提出期間中に回答します。

ア 提出期間 令和6年8月2日(金)～5日(月)

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 持参、FAXに又はE-mailより提出願います。電話又は口頭による質問は受け付けておりません。

10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

回答については、令和6年8月6日(火)にE-mailより入札参加業者全てに回答します。

## 8 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時 令和6年8月8日(木) 14:00～

(2) 場所 所在地 〒169-8540 東京都新宿区大久保一丁目2番15号

施設名 日本赤十字社東京都支部 4階 特別会議室

電話 03-5273-6745

## 9 入札方法等

- (1) 上記の日時・場所に様式7「入札書」を必ず持参してください。郵便又はFAX、E-mailによる入札は認めていません。
- (2) 落札決定に当たっては、様式7「入札書」に記載された金額（購入料金総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を様式7「入札書」に記載してください。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とします。

## 10 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会ってください。

## 11 入札の無効

入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別紙「入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

なお、契約行為者により競争参加資格の認定を受けた者であっても、開札の時に上記4(2)に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当します。

## 12 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期、中止、取り消しをすることがあります。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われないおそれ又は行われなかったおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

## 13 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

## 14 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- 15 手続における交渉の有無 無。
- 16 契約書作成の要否 要。
- 17 本件は東京都献血事業補助金交付要綱に基づき、契約締結については9月上旬以降とする。
- 18 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。
- 19 その他

入札参加者は、別紙2「入札心得」を熟読し、遵守してください。

なお、入札心得の第3条、第12条については、適用はしません。

# 入札心得

## (目的)

**第1条** 日本赤十字社の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (一般競争参加の申出)

**第2条** 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、公告で示した一般競争に参加することができない者でないことを確認することができる書類及び公告において指定した書類を添え、契約者にその旨を申し出なければならない。

## (入札保証金)

**第3条** 競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

## (入札等)

**第4条** 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧し、また、暴力団排除に関する誓約事項(別添1)を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者及び入札代理人は、日本赤十字社会計規則施行細則第26条の規定に該当しない者とする。

6 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

7 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## (入札の辞退)

**第5条** 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (公正な入札の確保)

**第6条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出を求める。提出できない者は入札に参加できない。なお、内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

### (入札の取りやめ等)

**第7条** 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (無効の入札)

**第8条** 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格以下の価格での札
- (9) 第10条の規定により再度入札に付した場合において、前回の最低入札価格と同価格以上の価格での入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

### (落札者の決定)

**第9条** 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前号に規定する「著しく不相当であると認められる」に該当する入札を行った者は、契約者の行う調査に協力しなければならない。

### (再度入札)

**第10条** 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

2 第5条に規定する入札を自体した者、第8条に規定する無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札は、原則として2回を制限とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべく入札者がいない場合は、第8条に規定する無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

**(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)**

**第11条** 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

**(契約履行保証等)**

**第12条** 落札者は、請負代金額の100分の10以上の、日本赤十字社が確実と認める金融機関（金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「Baa2」及び「BBB」以上の格付）の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。ただし、契約履行保証等を免除された場合はこの限りでない。

**(契約書等の提出)**

**第13条** 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約者等から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日の翌日から7日以内に、これを契約者等に提出しなければならない。ただし、契約者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

**(異議の申立)**

**第14条** 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。